

稲沢市市民参加条例に規定する市民参加手続の平成23年度実施状況について（報告）

1 はじめに

稲沢市市民参加条例（以下「条例」という。）第10条の規定では、市民参加手続の対象となる施策ごとに、「市民参加の実施予定、実施状況及びその結果を公表しなければならない。」としていますが、年度ごとの実施状況を取りまとめて公表することは規定していません。

しかし、**市民参加をより推進していくためには、市民と市の双方が市民参加の現状を情報共有することが重要であり、特に、市職員が全庁的状况を認識することは、市が市民参加の推進に真摯に取り組むために欠かせません。**

そこで、各部課（議会事務局を除く。）を対象に、平成23年度の市民参加手続の実施状況を調査しました。

なお、条例の適用外ではありますが、法令の規定により実施するもの（第6条第2項第1号）についても、市民参加の取組と言えることから、調査対象に含めました（下記【表1】参照）。

その結果、12課の17事業において、22件の市民参加手続が実施されたことが分かりました。

【表1】調査対象

条例を適用するもの	市民参加手続を実施	第6条第1項 (1) 市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更 (2) 市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃 (3) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃 (4) 公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更 (5) 前各号に掲げるもののほか、特に市民参加手続を経ることが適当と認められるもの	調査対象としたもの
	市民参加手続を実施しない	第6条第1項ただし書 「緊急その他やむを得ない理由があるとき」 ⇒（注）第3項により、実施しなかった理由を公表	
条例を適用しないもの	市民参加手続を実施	第6条第2項 (1) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの	
	市民参加手続を実施しない	第6条第2項 (2) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの (3) 市の機関内部の事務処理に関するもの	

2 市民参加の対象別実施状況

市民参加手続を実施した事務事業について、前述の調査範囲により市民参加の対象別に区分すると【表2】のとおりになります。また、その事務事業名については【表3】のとおりです。

なお、行政改革推進事業については、2つの施策等を対象に市民参加手続を実施しました。

【表2】市民参加手続を実施した事務事業数

条例条項等		市民参加の対象	事務事業数	構成比 (%)
第6条第1項 (市民参加の対象)	第1号	市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更	8	47.1
	第2号	市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	0	0.0
	第3号	広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃	0	0.0
	第4号	公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更	1	5.8
	第5号	前各号に掲げるもののほか、特に市民参加手続を経ることが適当と認められるもの	8	47.1
第6条第2項第1号	他の法令等により、市民参加手続を実施するもの	0	0.0	
計			17	100.0

【表3】市民参加手続を実施した事務事業

条例条項等	事務事業名
第6条第1項	第1号 行政改革推進事業、補助金等の整理合理化事業、第9次稲沢市交通安全計画策定事業、地域密着型サービス事業、介護保険事業計画等策定事業、環境基本計画進捗管理事業、稲沢市住生活基本計画策定事業、稲沢市污水適正処理構想
	第4号 新稲沢市民病院建設事業
	第5号 給与・報酬等事務、行政改革推進事業、公共施設あり方基本方針策定事業、いなッピー音頭募集事業、快適で住みよいまちづくり条例推進事業、中大通線歩道再整備、稲沢西春線跨線橋名称決定事業、違反簡易広告物除却事業、道路維持管理事業

3 市民参加手続別の実施状況

市民参加手続の具体的な方法は、条例第7条に定められています。

第1号に「審議会等の設置」、第2号に「パブリック・コメント手続」、第3号に「ワークショップ手続」、第4号に「公聴会手続」、第5号に「アンケート調査」が定められているほか、第6号で「前各号に掲げるもののほか、実施機関が市の施策等の企画

立案、実施及び評価のそれぞれの過程において「適当と認める方法」と定め、前述の5手続以外であっても適用できることとしています（例：インタビュー（ヒアリング）、作文・アイデアの募集など）。

以上を踏まえて、平成23年度に実施した市民参加手続の方法及び実施件数を見てみると、1つの事務事業につき複数の方法を併用したものがあつたことから、【表4】のとおり、7つの方法で22件が実施されました（第6号「その他」も1つの方法として集計）。

手続別の件数を見てみると、第1号の「審議会等の設置」が最も多く、行政改革推進事業など9件で実施され、全体の約4割を占めています。

【表4】市民参加手続の方法及び実施件数

条例条項等		市民参加手続の方法	実施件数	構成比 (%)
第7条 (市民参加手続の方法)	第1号	審議会等の設置	9	40.9
	第2号	パブリック・コメント手続	5	22.7
	第3号	ワークショップ手続	1	4.6
	第4号	公聴会手続	1	4.6
	第5号	アンケート調査	1	4.6
	第6号	インタビュー（ヒアリング）	0	0.0
		作文・アイデア等の募集	2	9.0
その他		3	13.6	
計			22	100.0

4 特記事項

(1) 市民参加手続の実施について

市民参加手続の実施に当たっては、対象となる施策等の内容、企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程に適した方法を選択し、できるだけ多くの市民が参加しやすくなるよう、工夫して実施することが重要です。

そのため、条例第7条では、第1号の「審議会等の設置」から第6号の「前各号に掲げるもののほか、実施機関が市の施策等の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において適当と認める方法」までのうち、1つ以上を実施することを義務付けています。

なお、平成23年度に市民参加手続を実施した事務事業のうち、1事業につき複数の方法を併用したものは、【表5】のとおり4事業ありました。

複数の方法を併用することは、市民からより広範に意見等を求めることにつながるため、市政への市民参加の推進を図る上でも有効な手段です。

ただし、多ければ良いというものではなく、事業ごとに相応しい手続を選択することが重要です。

【表5】同一事業で複数の方法を併用した事務事業

事務事業名	市民参加手続の方法
公共施設あり方基本方針策定事業	①審議会等の設置、②アンケート調査
第9次稲沢市交通安全計画策定事業	①審議会等の設置、②パブリック・コメント手続
介護保険事業計画等策定事業	①審議会等の設置、②パブリック・コメント手続
新市民病院建設事業	①パブリック・コメント手続、②公聴会手続

(2) 「審議会等の設置」について

実施件数が9件と最も多かった「審議会等の設置」については、条例の趣旨に沿い、実施にあたって、委員の公募、会議の公開、会議録の公表を求めています。

今回の調査結果では、【表6】のとおり、会議録の公表については実施率が高く、実施担当課の意識の高さが表れた結果となりましたが、委員の公募及び会議の公開については、いずれも十分とは言い難い結果でした。

【表6】審議会等における項目別実施状況

項目	実施	一部実施	未実施	実施率(%) 〔一部実施含む〕
委員の公募	5	—	4	55.6
会議の公開	6	0	3	66.7
会議録の公表	6	2	1	88.9

(3) 「パブリック・コメント手続」について

平成23年度のパブリック・コメント手続の実施件数は5件あり、昨年度(1件)からの増加が図られました。

特に、「新稲沢市民病院建設事業」に係る意見の募集については、同時期に市民説明会(来場者数:413人)を開催したこともあり、意見提出者が40人と、多数の方から意見をいただくことができました。

この結果は、稲沢市民病院の新築移転に対する市民の関心の高さの表れと考えられます。

(4) 「作文・アイデア等の募集」について

作文・アイデア等の募集については、平成22年度は該当する事業がありませんでしたが、平成23年度は2件で実施されました。

特に、「稲沢西春線跨線橋名称決定事業」に係る跨線橋の名称募集については、市内外から多数の応募をいただき、応募総数は159件(市内120件、県内33件、県外6件)に上りました。

名称募集の記事が新聞に掲載されたこと、また、公共建造物への名称付与に対する関心の高さが、市内外からの多数の応募につながったと考えられます。

5 まとめ

今回の調査結果から分かった課題等について、次のとおり整理しました。

(1) 全体の課題

1つの事務事業につき複数の市民参加手続を併用した事業数は、4事業のみでした。昨年度（2事業）からの増加が図られたものの、依然少ない状況です。

市民参加手続の実施に当たっては、対象となる施策等の内容、企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程に適した方法を選択し、できるだけ多くの市民が参加しやすいよう工夫して実施することを求めています。

条例で規定されている手続以外に、「その他適当と認める方法」についても新たな手法を検討し、既存の手続と組み合わせるなど、複数の方法の併用について検討していくことも必要ではないかと考えます。

(2) 個々の手続の課題

ア 「審議会等の設置」について

会議録の公表については概ね行われていましたが、会議の公開及び委員の公募については、いずれも十分とは言い難い結果でした。

市内の関係団体等の代表者を委員に選任しているケースや、公募する時間的余裕がなかったケースなどが主な理由ですが、できるだけ多くの市民が参加しやすいよう公募市民枠を設けるなど、工夫して実施していく必要があります。

イ 「パブリック・コメント手続」について

市民の関心が高かった「新稲沢市民病院建設事業」については、多数の方から意見をいただくことができましたが、その他の事業に目を移すと、依然件数が少ない状況です。

少数であっても有益な意見が寄せられることもありますので、一概に意見提出件数のみで良し悪しを判断することはできませんが、パブリック・コメントの実施時期等について市民への周知が十分でないことも事実です。

今後は、同時期に対象事業の説明会を開催するなど、できるだけ多くの意見がいただけるよう、市民への周知方法の改善に努めていかなければならないと考えます。

以上の課題を踏まえた上で、引き続き制度改善に向けた調査・研究に努め、市民協働による魅力ある地域社会の実現を目指して、更なる市民参加の推進に取り組んでいきます。

平成24年6月18日
市長公室企画政策課

